

○内閣府
財務省 令第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）及び新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、預金保険法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

預金保険法施行規則等の一部を改正する命令

（預金保険法施行規則の一部改正）

第一条 預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の二 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号。以下「法」という。)第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇八の二 略〕</p> <p>九 法第百二十七条第一項若しくは第百二十八条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三又は法第百二十七条の二若しくは第百二十八条の二の規定による資金の貸付け及び法第百二十八条の三又は第百二十九条の規定による資産の買取りに関する事項</p> <p>〔一〇十二 略〕</p> <p style="text-align: center;">(業務の継続の特例に係る承認申請書の添付書類)</p> <p>第二十四条 令第十四条第一項第四号及び第二十九条の二十四第一項第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第二項(法第百二十六条の三十一及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。次項及び第三十七条において同じ。)に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官(労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等(法第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。第二十六条、第三十五条の十七の二及</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の二 〔同上〕</p> <p>〔一〇八の二 同上〕</p> <p>九 法第百二十七条若しくは第百二十八条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三又は法第百二十七条の二若しくは第百二十八条の二の規定による資金の貸付け及び法第百二十九条の規定による資産の買取りに関する事項</p> <p>〔一〇十二 同上〕</p> <p style="text-align: center;">(業務の継続の承認申請書の添付書類)</p> <p>第二十四条 令第十四条第四号及び第二十九条の二十四第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第二項(法第百二十六条の三十一及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第三十七条において同じ。)に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官(労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等(法第百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。第二十六条及び第三十七条において同じ。)にあつては金融</p>

ひ第三十七条において同じ。)にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等(法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する商工組合子法人等)をいう。第二十六条、第三十五条の十七の二及び第三十七条において同じ。)にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。)が必要と認める事項を記載した書面とする。

2 令第十四条第二項第三号及び第二十九条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第三項(法第二百二十六条の三十一及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第三十七条において同じ。)の規定による法第六十七条第二項に規定する計画の変更の承認の申請時における同項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面とする。

(決済債権者)

第二十四条の二 法第六十九条の四第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する外国銀行支店及び農林中央金庫とする。

(課税の特例を受けるための手続)

第三十五条の十七の二 法第三百三十五条第四項の規定の適用を受け

庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等(法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する商工組合子法人等をいう。第二十六条及び第三十七条において同じ。)にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。が必要と認める事項を記載した書面とする。

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

ようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての金融庁長官（当該者が労働金庫等子法人等である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）の証明書であつて、当該登記に係る同項に規定する資本金の額の増加（第一号において「資本金の額の増加」という。）を行う者が令第第三十三条の三各号に掲げる者であること及び次の各号に掲げる当該登記を受ける者の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものを添付するものとする。

一 法第百三十五条第四項第一号に掲げる者 次に掲げる当該資本金の額の増加を行う者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 令第第三十三条の三第一号又は第三号に掲げる者 当該登記に係る資本金の額の増加が同条第一号イ若しくは第三号イに掲げる株式の引受けによるものであること又は当該登記に係る資本金の額の増加が同条第一号ロ若しくは第三号ロに掲げる株式の取得によるものであること及びこれらの株式の取得が同条第一号ロ若しくは第三号ロに規定する株式交換等によるものであること並びにこれらの株式の引受け又は取得に係る法第百三十五条第四項に規定する決定の日

ロ 令第第三十三条の三第二号又は第四号に掲げる者 当該登記に係る資本金の額の増加が同条第二号又は第四号に定める株式の引受けによるものであること及びこれらの株式の引受け

に係る法第三百三十五条第四項に規定する決定の日

二 法第三百三十五条第四項第二号に掲げる者 当該登記に係る株式会社の設立が令第三十三条の三第一号イ又は第三号イに掲げる株式の引受けによる同条第一号の金融機関若しくは対象銀行持株会社等又は同条第三号の金融機関等の資本金の額の増加に伴うものであること、当該金融機関若しくは対象銀行持株会社等又は金融機関等が行う株式移転により当該株式会社が当該金融機関若しくは対象銀行持株会社等又は金融機関等の同項第二号に規定する株式移転設立完全親会社となつたこと及びこれらの株式の引受けに係る同項に規定する決定の日

(予備審査)

第三十七条 金融機関等は、法第六十一条第一項若しくは第二百二十六条の二十九第一項の認定、法第六十七条第二項若しくは第三項の承認又は法第八条の二第一項、第八十条の三第一項若しくは第五項、第二百二十六条の二十五第一項若しくは第二百二十六条の二十六第一項若しくは第五項の認可を受けようとするときは、当該認定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官又は財務局長（当該金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあっては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあっては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。以下この条において「金融庁長官等」という。）に提出すべき書類に準じた

(予備審査)

第三十七条 金融機関等は、法第六十一条第一項若しくは第二百二十六条の二十九第一項の認定、法第六十七条第二項の承認又は法第八十条の二第一項、第八十条の三第一項若しくは第五項、第二百二十六条の二十五第一項、第二百二十六条の二十六第一項若しくは第五項の認可を受けようとするときは、当該認定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官又は財務局長（当該金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあっては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあっては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。以下この条において「金融庁長官等」という。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に

書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

提出して予備審査を求めることができる。

別紙様式第1 (第19条関係)

保 険 料 計 算 書

年度

(金融機関名)

科 目	金 額		
	決 済 用 預 金	一 般 預 金 等	合 計
I 預金等			千円
1 預金			
2 定期積金			
3 掛金			
4 元本の補填の契約をした金銭 信託 (貸付信託を含む。)			
5 金融債			
[II～VII 略]			
保険料納付額			円
第1回納付額			
第2回納付額			

(備考)

[1～9 略]

担当部署名

(電話番号)

担当者名

(FAX番号)

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記でも。

別紙様式第1 (第19条関係)

保 険 料 計 算 書

年度

(金融機関名)

科 目	金 額		
	決 済 用 預 金	一 般 預 金 等	合 計
I 預金等			千円
1 預金			
2 定期積金			
3 掛金			
4 指定金銭信託合同運出口及び 貸付信託			
5 金融債			
[II～VII 同左]			
保険料納付額			円
第1回納付額			
第2回納付額			

(備考)

[1～9 同左]

担当部署名

(電話番号)

担当者名

(FAX番号)

(保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部改正)

第二条 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(機構へ加入する手続)</p> <p>第二条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定による申請書又は前項各号に掲げる当該申請書に添付すべき書類（以下この項において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。）で作成されている場合には、電磁的方法（法第二百六十五条の二十七の四第三項に規定する電磁的方法をいう。）をもって行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(電磁的方法)</p> <p>第二十一条の二 法第二百六十五条の二十七の四第三項（法第二百六十五条の七第六項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(機構へ加入する手続)</p> <p>第二条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p>

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(投資者保護基金に関する命令の一部改正)

第三条 投資者保護基金に関する命令(平成十年大蔵省令第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的方法)</p> <p>第一条の二 法第七十九条の二十九第十項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>
<p>第一条の三〇第一条の六 「略」</p>	<p>第一条の二〇第一条の五 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年^{総理府}大蔵省^{令第四十二号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>(信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律(以下「法」という。) (第六條第二項及び協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第五條において読み替えられた法第六條第一項において準用する銀行法(以下「銀行法」という。) 第二十六條第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等(信用協同組合又は信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。) の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次條に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>			
自己資本の充実の状況に係る区分	命令	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
〔略〕		〔同上〕	
第二区分	単体自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満	〔同上〕	〔同上〕
	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 〔一〕六 略 七 中小企業等協同組合法第九條の八		〔同上〕 〔一〕六 同上 七 中小企業等協同組合法第九條の八

<p>〔略〕</p>	
	<p>第二項第六号から第二十四号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>八 〔略〕</p>

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）

<p>〔同上〕</p>	
	<p>第二項第六号から第二十三号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>八 〔同上〕</p>

2 〔同上〕

（）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
第二区分 〔略〕	<p>連結自己資本比率 一 パーセント以上二 パーセント未満</p> <p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 〔一〜八 略〕</p> <p>九 中小企業等協同 組合法第九条の八 第二項第六号から 第二十四号までに 掲げる事業及びこ れに附帯する事業 、同条第七項各号 に掲げる事業又は 同法第九条の九第 六項各号に掲げる 事業（同項第一号 に掲げる事業のう ち同法第九条の八 第二項第一号、第</p>

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
第二区分 〔同上〕	<p>〔同上〕</p> <p>〔一〜八 同上〕</p> <p>九 中小企業等協同 組合法第九条の八 第二項第六号から 第二十三号までに 掲げる事業及びこ れに附帯する事業 、同条第七項各号 に掲げる事業又は 同法第九条の九第 六項各号に掲げる 事業（同項第一号 に掲げる事業のう ち同法第九条の八 第二項第一号、第</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	[3・4 略]	[略]	二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止
	[3・4 同上]	[同上]	十 [同上]

(銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部改正)

第五条 銀行等保有株式取得機構に関する命令(平成十三年^{内閣府}財務省^{令第十号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(電磁的方法)</p> <p>第十四条の二 法第三十三条の四第三項(法第十四条第七項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>

<p>第二十条の二 法第三十八条第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、令和十三年三月三十一日とする。</p> <p>2 法第三十八条第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、令和十六年三月三十一日とする。</p> <p>第二十条の六 法第三十八条の二第三項第二号に規定する内閣府令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省令で定める日は、令和十三年三月三十一日とする。 <p>2 法第三十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、令和十六年三月三十一日とする。</p>	<p>第二十条の二 法第三十八条第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十九年三月三十一日とする。</p> <p>2 法第三十八条第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成四十二年三月三十一日とする。</p> <p>第二十条の六 法第三十八条の二第三項第二号に規定する内閣府令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省令で定める日は、平成三十九年三月三十一日とする。 <p>2 法第三十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成四十二年三月三十一日とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。